

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
村山団地デイサービスセンター
(介護予防) 通所介護及び第1号通所事業重要事項説明書

1 センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 042-590-5900
担当 生活相談員(介護支援専門員・介護福祉士等・社会福祉主事等)
*午前8:30~午後5:30まで
*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 (介護予防) 通所介護及び第1号通所事業施設 村山団地デイサービスセンターの概要

(1) センターの名称等

施設の名称	村山団地デイサービスセンター
所在地	東京都武蔵村山市緑が丘1460-46-1
介護保険 指定番号	(第1号通所事業) 通所介護 東京都 第1374900817号
サービス 提供地域	武蔵村山市・東大和市・立川市

(2) センターの職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
生活相談員	2		2
介護職員	2	2	4
機能訓練士		2	2
看護師		2	2

令和6年4月1日現在

介護職員の資格

介護支援専門員 1名 介護福祉士 4名

(3) センターの設備の概要

デイルーム	1室	筋トレマシン	4種類
食堂	1室	送迎車	ワゴン車 1台
機能訓練室	1室		f
相談室	1室		

(4) サービス提供日等

* 緊急連絡電話 042-590-5900

サービス提供日	月・火・木・金曜日
サービス提供時間	午前9:30~午後3:00
サービス休業日	日曜日・12月30日~1月3日

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。センター職員がお伺いいたします。

(介護予防) 通所介及び第1号通所事業護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。ただし、利用定員に空きがない場合は、お待ちいただくことがあります。

* (介護予防) 居宅サービス計画及び介護予防ケアマネジメントプランの作成を依頼している場合は、事前に(介護予防)居宅介護支援事業所にご相談ください。

* サービスのご利用にあたっては、健康診断書又は誕生月検診の写し、感染症・伝染病証明書の提出をお願いします。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了するとき
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申出下さい。

② センターの都合で、サービスを終了するとき
終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下のときは、双方の通知がなくても、自動的に契約は終了となります。

- ・ ご利用者がお亡くなりになったとき
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要支援、要介護及び第1号通所事業対象者の認定区分が、非該当(自立)と認定されたとき

4 サービスセンターの特徴等

(1) 運営の方針

要介護及び第1号通所事業対象者の認定を受けられた高齢者及びそのご家族が安心して生活を営む事ができることを目的とし、高齢者が明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることを支援します。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	1名
従業員への研修の実施	有	施設内外での研修の実施及び参加
サービスマニュアルの作成	有	業務マニュアル・事業計画書等
身体的拘束のルール	有	厚生労働省の示すガイドラインによる(原則禁止)

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- 送迎時間
予め、ご利用者の要望をお聞きした上、センターで決めさせていただきます。道路事情等により、送迎時間が多少前後したり、変更をお願いすることもあります。
- 服装等
活動しやすい服装でご参加下さい。上履き・着替え・紙おむつはご持参下さい。
- 健康管理
活動の開始及び終了時には、健康チェック（血圧・体温等の測定）を致します。食前食後の飲み薬・点眼液及び褥瘡・皮膚病等に使用する塗布薬・ガーゼなどをご持参下されば、可能な範囲で処置のお手伝いをします。
センターは、医療機関ではありませんので、診断・治療・薬の処方・販売はできません。
- 金銭
人の出入りの多い場所です。多額の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- 食事
常食のほかに、刻み食等も対応しておりますので、お申出下さい。
- 設備、器具の利用
ご利用者のための設備・器具は、ご自由にお使い下さい。
- 喫煙
防災のため、所定の喫煙場所にてお願いいたします。
- サービスの中止
感染症対策及び業務継続に向けた取り組みの観点から、ご利用者の体調が思わしくない場合や明らかな発熱があるなど、サービス利用が困難であると判断された場合、サービス利用することで他の利用者やサービス従事者に対して感染が予見される場合には、サービスのご利用を中止させて頂く場合があります。
その他、サービスが困難と判断される場合には、双方による協議にてサービス利用の可否について決定するものとします。
- その他
広報活動等に活動中の写真を使用するときがありますので、不都合がある方は、予めお申出下さい。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

【サービス利用料金（1日あたり）】別紙参照

* 厚生労働省の定める介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

6 非常災害対策

- 防災時の対応 防災計画による

- ・防災設備 温度感知器・消火器等設置
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 下田 浩司

7 賠償責任

(1) センターは、サービスの提供にともなって、センターの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。

(2) ご利用者及び代理人は、サービスの利用にともなって、ご利用者・代理人及びその他のご家族の責めに帰すべき事由により、他のご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたとき、センターの運営・

財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

8 秘密保持

(1) センター及びセンターの使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人及びその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) ご利用者又は代理人は、ご利用者の(介護予防)通所介護計画及び介護予防ケアマネジメントプラン作成のため、他の介護予防支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

9 緊急時の対応

(1) センターは、現に(介護予防)通所介護及び第1号通所事業の提供中にご利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師への連絡等必要な措置を講じます。

緊急連絡先

氏 名		続 柄	
住 所			
電話番号 携帯電話 メールアドレス			

10 虐待の防止について

村山団地デイサービスセンターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選任

虐待防止責任者役職名：生活相談員
責任者氏名： 田野倉 英樹

(2) 虐待防止のための措置を講ずるため委員会を設置します。

(3) 虐待防止のための指針を整備し、指針に則り虐待防止措置を運用してまいります。

(4) 高齢者虐待防止法に基づく虐待（身体的虐待/介護・世話の放棄・放任/心理的虐待/性的虐待/経済的虐待）が確認または疑われる行為が見られた場合には、国・都道府県・市区町村等に対して、相談、通報することがあります。

(5) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及させるための研修を実施します。

(6) その他、必要に応じて虐待を防止するための措置を講じます。

11 サービス内容に関する相談・苦情

①介護保険相談・苦情係

担当者	理事長	笹本 悦弘
	副理事長	笹本 佳克
	電話	042-531-3741

②第三者委員

担当者	板垣 力	板垣税務会計事務所
	電話	042-572-0803

	澤田 直宏	希望法律事務所
	電話	042-528-8131

③その他

市民総合センター	高齢福祉課	電話042-590-1233
東京都国民健康保険団体連合		電話03-6238-0177

12 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 武蔵村山正徳会
代表者役職・氏名	理事長 笹本 悦弘
本部所在地	東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2
電話番号	042-531-3741

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
(地域密着型)

サンシャインホームの設置経営
サンシャインホームⅡの設置運営

第二種社会福祉事業

老人デイサービス事業

サンシャインホーム デイサービス
センター

老人デイサービスセンター

緑が丘高齢者在宅サービスセンター
村山団地デイサービスセンター

老人短期入所事業
認知症対応型高齢者
共同生活援助事業
老人居宅介護等事業

サンシャインホーム
サンシャインホーム

障害福祉サービス事業

サンシャインホームヘルパーステー
ション
居宅介護 サンシャインホームヘル
パーテーション

移動支援事業

サンシャインホームヘルパーステー
ション
つむぎ保育園

保育所

公益を目的とする事業

居宅介護支援事業

サンシャインホーム ケアマネジメ
ントセンター

地域包括支援センター

武蔵村山市緑が丘地域包括支援セン
ターの受託経営

シルバー交番事業

武蔵村山市村山団地高齢者みまもり
相談室の受託経営

介護職員初任者研修事業

サンシャインホーム

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	2カ所
短期入所生活介護	1カ所
(介護予防) 通所介護	3カ所
訪問介護	1カ所
介護予防支援事業者	1カ所
居宅介護支援事業者	2カ所
高齢者グループホーム	1カ所
保育所	1カ所
シルバー交番事業	1カ所

令和 年 月 日

(介護予防) 通所介護及び第1号通所事業利用にあたり、ご利用者及び代理人に対して本書面及び別紙に基づいて重要な事項を説明しました。

サービス提供者

所在地 東京都武蔵村山市緑が丘1460-46-1
名称 村山団地デイサービスセンター
説明者 生活相談員 田野倉 英樹 印

私は、本書面及び別紙により、サービス提供者から(介護予防)通所介護及び第1号通所事業利用についての重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者

住所 武蔵村山市

氏名 印

代理人

住所

氏名 印